

## ○昭和町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、昭和町立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌資料購入のための財源を確保し、もって図書館サービスの充実を図るため、昭和町立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施内容)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、本制度の趣旨に賛同する者（以下「雑誌スポンサー」という。）から提供された雑誌の最新号へ保護及び保管のために必要な用具（以下「雑誌カバー」という。）をつけ、当該雑誌スポンサーに関する広告物その他必要な情報を掲示する制度をいう。

2 図書館は、雑誌カバーの表面に雑誌スポンサー名を、裏面に雑誌スポンサーの広告を掲載し、雑誌書架扉へ雑誌スポンサー名を表示することにより行うものとする。

3 寄贈雑誌の配架位置は、図書館長（以下「館長」という。）が決定する。

### (雑誌スポンサーの対象者)

第3条 雑誌スポンサーの対象者は、次の各号のいずれかにも該当しない法人若しくは団体又は個人とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営むもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- (4) 町税等を滞納しているもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたもの

### (表示の権限及び広告の内容)

第4条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告はカバー等に表示しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 社会問題についての主義主張

(5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれのあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(9) その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと教育委員会が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、昭和町広告事業実施要綱（平成19年告示第14号）第5条第2項の規定に準じる。

（雑誌スポンサー名及び広告枠の位置、規格等）

第5条 雑誌スポンサー名及び広告（以下、「広告等」という。）の種別、位置、規格及び表示位置は、次のとおりとする。

| 種別         | 位置    | 規格           | 表示位置       |
|------------|-------|--------------|------------|
| 雑誌スポンサー名   | カバー表紙 | 縦4cm、横13cm以内 | カバーの中央より下部 |
|            | 雑誌書架扉 |              | 雑誌書架扉中央    |
| 雑誌スポンサーの広告 | カバー裏面 | カバーの縦横の寸法未満  | 規定なし       |

2 スポンサー希望者の申出により、雑誌スポンサー名及び広告を掲載しないことができる。

（雑誌スポンサーの申請）

第6条 雑誌スポンサーになることを希望する者（以下「スポンサー希望者」という。）は、図書館が指定する雑誌の中から提供する雑誌を選定し、昭和町立図書館雑誌スポンサー申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 表示しようとする広告の図案及び原稿

(2) 事業者等の概要及び事業、活動等の内容が分かる書類（会社案内、パンフレット等）

(3) 納税証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

2 町内に住所を有するスポンサー希望者は、前項第3号の規定にかかわらず、申請書にある、町税等の納付状況調査に同意することにより、同号の納税証明書を当該申請書の添付書類から除くものとする。

（雑誌スポンサーの決定）

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに関係書類等

を審査し、広告等の掲載の可否を決定し、昭和町立図書館雑誌スポンサー制度承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、スポンサー希望者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

3 第1項の決定をする上で、スポンサー希望者から同一の雑誌に対する申請が複数あった場合は、原則として申請書の提出が早い者を優先するものとする。

#### （広告掲載の手続）

第8条 第7条第1項の規定により許可の決定を受けたものは、教育委員会と雑誌スポンサー制度に係る契約を締結するものとする。

#### （広告の表示期間）

第9条 広告の表示期間（以下、「表示期間」という。）は、原則として年度単位の1年間とし、年度の途中から雑誌スポンサーとなったときは、当該年度の末日までとする。

2 表示期間の満了の3月前までに、雑誌スポンサーから昭和町立図書館雑誌スポンサー制度雑誌提供中止届（様式第3号）の提出が無い場合は、同一条件で1年間自動的に延長するものとし、その後も同様とする。ただし、広告期間の延長は初年度を含め、最長で5年を限度とする。

#### （広告内容の変更）

第10条 雑誌スポンサーは、広告内容の変更を希望する場合は、速やかに、昭和町立図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更届（様式第4号）に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により変更届が提出されたときは、速やかに承認の可否を決定し、昭和町立図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更承認書（様式第5号）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

#### （提供雑誌の納入）

第11条 雑誌スポンサーは、教育委員会があらかじめ指定した期日までに図書館に雑誌を納入しなければならない。

2 雑誌スポンサーは、前項に規定する雑誌の納入に際し、原則として教育委員会が指定する納入業者（以下「雑誌納入業者」という。）から購入するものとする。ただし、雑誌スポンサーの事情により、図書館が指定した方法で購入が困難な場合は、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。

3 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休廃刊した場合は、教育委員会と協議の上、別の雑誌に切り替えるものとする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第12条 雑誌スポンサーは、納入業者の請求に基づいて、寄贈する雑誌の購入代金（以下「雑誌購入金」という。）を納入業者へ直接支払うものとする。

2 前項に規定する支払は、雑誌スポンサーの期間中の雑誌購入金の総額を一括前払とする。

3 価格の変動等により、過不足が生じた場合は当該年度の3月31日までに精算する。

(費用負担)

第13条 広告のデザインの作成、その他広告の表示、雑誌の納入に要する費用は、全額雑誌スポンサーの負担とする。

(広告の取消し)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーを取り消すことができる。

(1) 第3条の規定に該当すると判明したとき。

(2) 第7条第2項の規定により教育委員会が付した条件に従わないとき。

(3) 第11条第1項に規定する教育委員会が指定した期日までに、図書館に雑誌を納入しないとき。

(4) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しないとき。

(5) 広告主が虚偽の申請をしたとき。

(6) 広告主が法令に違反した場合等、広告を掲載することが不適当と認めるとき。

(7) 前6号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項各号に該当し、雑誌スポンサーの広告掲載許可を取り消すことを決定した場合は、昭和町立図書館雑誌スポンサー取消通知書（様式第6号）により事業者等に通知するものとする。

3 雑誌スポンサーが雑誌納入業者に支払済の雑誌購入代金は、前項の規定による取消しを行った場合であっても、返還しないものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第15条 雑誌スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負い、広告の提供に関して問題が発生した場合は、雑誌スポンサーの責任において解決するものとする。

(審査機関)

第16条 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容を審査するため、教育委員会内に、昭和町立図書館雑誌スポンサー制度審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の者をもって充てる。

(1) 教育長

(2) 生涯学習課長

(3) 昭和町立図書館長

(4) その他の教育長が指定する職員

3 審査会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

5 審査会の庶務は、図書館において処理する。

(会議)

第17条 審査会の会議は、広告の内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

5 委員長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求め、説明を求めることができる。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。